

化学物質に関する法規制の動き

(社)日本試薬協会 安全性等検討委員会

化学物質に関する法律で平成14年12月から平成15年4月までに改正等のあったものの概要を紹介致します。これらは、概要のためすべての内容は網羅されていません。詳細は必ずホームページ等でご確認ください。

1. 毒物及び劇物取締法

政令第406号(平成14年12月27日付官報)および厚生労働省令第5号(平成15年1月31日付官報)により、下記の毒劇物を運搬する容器については、厚生労働省令で定める容器であれば、当該毒劇物を運搬する際の容器の基準についての規定(施行令第40条の2第2項から第4項まで)は適用されないことになりました。

対象となる毒劇物

無機シアン化合物たる毒物(液体状のものに限る。)又は弗化水素若しくはこれを含有する製剤
厚生労働省令で定める容器
車両等に積み替えるための構造を有する容器であって、国際海事機関(IMO)が採択した危険物の運送に関する規程(IMDG CODE)に定めるポータブルタンクに該当するもの。

施行日：平成15年2月1日

2. 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律

経済産業省令第122号(平成14年12月24日付官報)により、第一種指定物質(表2剤)及び第二種指定物質(表3剤)の輸出入実績の届出に関する数量数居値が撤廃されました。

そのため、平成15年からは少量であっても輸出入の実績があれば、翌年2月末日までに実績数量を届出する必要があります。対象品目の中には、トリエタノールアミンや塩化チオニルな

ど通常取扱品目も含まれていますのでご注意ください。

なお、製造および使用実績の届出に係る数量数居値は存続します。

施行日：平成15年1月1日

[経済産業省ホームページ：

<http://www.meti.go.jp/policy/chemical-management/index.html>]

3. 水質汚濁防止法

環境省令第1号(平成15年1月22日付官報)により、平成5年総理府令第54号附則別表が以下のように改正され、セレン及びその化合物の暫定排水基準が強化されるとともに暫定排水基準の適用が3年間延長されました。

附則別表

備考	有害物質の種類	業種	許容限度
1. この表の上欄に掲げる有害物質の種類につき同表の中欄に掲げる業種に属する工場又は事業場が掃除に他の業種に属する場合においても、当該工場又は事業場に係る排水については、この表の下欄に掲げる許容限度の排水基準を適用する。 2. この表に掲げる排水基準は、工場又は事業場に係る汚水等を処理する事業場に係る排水については、当該事業場の属する業種に属するものとみなして適用する。1の規定は、この場合において準用する。	セレン及びその化合物 (単位：セレンの量に換算して リットルにつきミリグラム)	セレン化合物製造業	0.3

また、鉛及びその化合物の暫定排水基準が別表から削除され、一律排水基準(0.1mg/l)が適用されることになりました。

施行日：平成15年2月1日

4. 化審法

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案が平成15年3月7日に閣議決定され、国会に提出されました。その法律案の概要は以下のとおりです。

1) 環境中の動植物への影響に着目した審査・規制制度を導入

動植物への毒性に関する事前審査を導入

- ・国際的に用いられる3種の生物(魚、ミジンコ、藻類)の急性毒性試験を活用

動植物への被害の可能性がある化学物質の監視制度を導入(製造・輸入実績等の届出)

生活環境に係る動植物への被害防止のための規制措置を導入(製造・輸入の禁止や制限)

(第2条、第4条、第25条の2~4、第30条関係)

2) 難分解性、高蓄積性があり、毒性が不明な既存化学物質に関する規制を導入

毒性の有無が明確になるまでの間に、以下の措置を導入

製造・輸入実績数量の届出義務化

開放系用途の使用の削減等の指導・助言

有害性調査指示

人又は動植物への長期毒性がある場合には、第1種特定化学物質に指定して製造・輸入を禁止

(第2条、第5条の3~5関係、第30条関係)

3) 環境中への放出可能性に着目した審査制度を導入

現行の事前審査に代えて以下の措置を導入

環境中への放出可能性が極めて低い中間物・閉鎖系用途・輸出専用品(事前審査制度を有す

る国に限る)であることを事前確認・事後監視
高蓄積性がなく低生産量(政令で定める数量以下10t/年程度となる模様)であることを事前確認・事後監視

(第3条、第4条の2、第5条、第32条、第33条関係)

4) 事業者が入手した有害性情報の報告を義務付け
以下に該当する有害性情報を報告

- ・難分解性あり
- ・高蓄積性あり
- ・人への長期毒性あり
- ・動植物への毒性あり

(第31条の2関係)

改正後の化審法の体系は次頁参照

本改正案は、現行制度と欧米における審査・規制制度との相違点や下記のOECD対日環境保全成果レビュー勧告、WSSD実施文書などに対応するものとなっています。

OECD対日環境保全成果レビュー勧告(2002年1月)

- ・化学物質管理の効果及び効率性をさらに向
上すべき
- ・生態系保全を含むように規制の範囲を拡大
すべき

WSSD(持続可能な開発に関する世界首脳会議)実施文書(2002年8月)

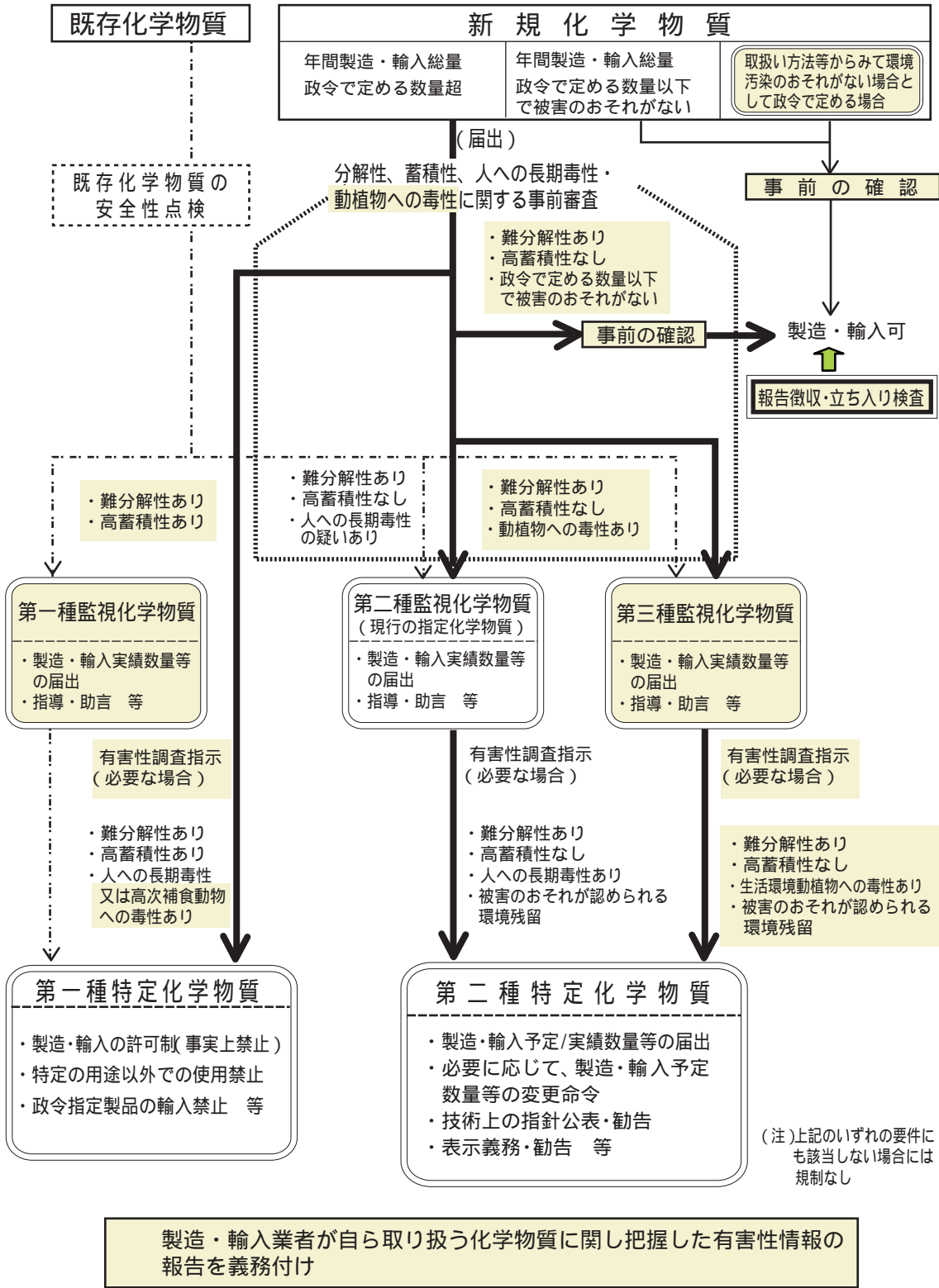
- ・人の健康と並んで環境を保護
- ・透明性のある化学的根拠(有害性、環境中への放出可能性)に基づく化学物質管理の推進
- ・予防的取組み方法への留意

なお、施行期日は、公布の日から1年以内の政令で定める日とされています(化審法改正案附則第1条)ので、平成16年4月頃と予想されます。

[環境省ホームページ：

<http://www.env.go.jp/chemi/kagaku/kashinkai/sei.html>]

新たな化学物質の審査・規制制度の概要



(今回の改正部分は、 で表示)